

4 長薬発第 454 号
令和 4 年 8 月 1 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様
病院診療所部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

新型コロナワクチン 4 回目接種の対象者拡大に伴う周知について（依頼）

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、長野県健康福祉部長から別添のとおり通知がありました。

今般、新型コロナワクチン 4 回目接種の対象者が拡大され、医療従事者等及び高齢者施設等の従事者についても接種対象となりました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会(部会)会員にご周知いただき、接種を希望する対象者が接種機会を逃すことのないよう、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、県接種会場でも接種機会が提供されていますので、ご活用いただくよう、併せてご周知の程、お願いいたします。

一般社団法人 長野県薬剤師会
事務局長 中島 / 保険医療課 桐山
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075
E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp

4感ワ号外
令和4年（2022年）7月28日

一般社団法人長野県薬剤師会長 様

長野県健康福祉部長

新型コロナワクチン4回目接種の対象者拡大に伴う周知について（依頼）

日頃から、県の健康福祉行政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般新型コロナワクチン4回目接種の対象者が拡大され、医療従事者等及び高齢者施設等の従事者についても接種対象となりました。

つきましては、下記についてご承知いただくとともに、接種を希望する対象者が接種機会を逃すことのないよう、貴会会員への周知にご協力をお願いします。

なお、別添4のとおり県接種会場でも接種機会を提供していますので、多くの方にご活用いただけますよう、併せて周知をお願いします。

記

1 拡大された対象者

医療従事者等^{*1}及び高齢者施設等^{*2}の従事者【努力義務適用外】

※1 別添1「医療従事者等の詳細な範囲」に記載の薬剤師、救急隊員等、保健所職員等を含む

※2 別添2「高齢者施設等の範囲」に記載する施設及び別添3「居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等の従事者」で利用者に直接接する職員

なお、別添1、2、3に記載された範囲に含まれない施設、サービスについても、重症化リスクが高い多くの者に対してサービスを提供する従事者は対象となります。

2 拡大された理由

① 重症化リスクの高い方が多数集まる医療機関・高齢者施設等において従事者を通じた集団感染が発生し、多数の重症者が発生することが懸念されるため

② 医療提供体制に影響が生じることが懸念されるため

※ ワクチンの感染予防効果は限定的とのエビデンスに特段変わりはない

3 その他

接種券の発行方法については、所在する市町村又は対象者が居住する市町村へお問い合わせください。

長野県健康福祉部感染症対策課ワクチン接種体制整備室
(室長) 田中 英児 (担当) 中野 駿
電話 026-235-7353
Eメール corona-vaccine@pref.nagano.lg.jp

医療従事者等の詳細な範囲

1	<p>病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者（注）を含む。以下同じ。）に頻繁に接する機会のある医師その他の職員</p> <p>※ 診療科、職種は限定しない。（歯科も含まれる）</p> <p>※ 委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。</p> <p>※ バックヤードのみの業務を行う職員や単に医療機関を出入りする業者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接することがない場合には、対象とはならない。</p> <p>※ 医学部生等の医療機関において実習を行う者については、実習の内容により、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する場合には、実習先となる医療機関の判断により対象とできる。</p> <p>※ 訪問看護ステーションの従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。</p> <p>※ 助産所の従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。</p> <p>※ 介護医療院、介護老人保健施設の従事者についても、医療機関と同一敷地内にある場合には、医療機関の判断により対象とできる。なお、介護療養型医療施設の従事者は、病院・診療所の従事者と同様に医療従事者等の範囲に含まれる。</p>
2	<p>薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員（登録販売者を含む。）</p> <p>※ 当該薬局が店舗販売業等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については専ら薬局に従事するとともに、主に患者への対応を行う者に限る。</p>
3	<p>新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員</p> <p>※ 救急隊員等の具体的範囲は、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。）の搬送に携わる以下の者である 5。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救急隊員 ・ 救急隊員と連携して出動する警防要員 ・ 都道府県航空消防隊員 ・ 消防非常備町村役場の職員 ・ 消防団員（主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員を想定）
4	<p>自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者</p> <p>1 感染症対策業務</p> <p>※ 以下のような業務に従事する者が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者と接する業務を行う保健所職員、検疫所職員等 保健所、検疫所、国立感染症研究所の職員で、積極的疫学調査、患者からの検体採取や患者の移送等の患者と接する業務を行う者 ・ 宿泊療養施設で患者に頻繁に接する者 宿泊療養施設において、健康管理、生活支援の業務により、患者と頻繁に接する業務を行う者 ・ 自宅、宿泊療養施設や医療機関の間の患者移送を行う者 <p>2 予防接種業務</p> <p>自治体が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の特設会場を設ける場合については、当該特設会場は医療機関であることから、予防接種業務に従事する者であって、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接すると当該特設会場を設ける自治体が判断した者を接種対象とすることができる。ただし、直接会場で予診や接種等を行う者を対象とし、単に被接種者の送迎や会場設営等を行う者等は含まない。</p> <p>※ 予防接種業務の従事者が、高齢者への接種の実施時期に、ワクチンを接種していない場合は、高齢者への接種の際に併せて接種することができる。都道府県と市町村の調整が可能であり、市町村又は地元の医療機関での接種体制の構築ができる場合は、他の医療従事者等と同様に接種を行うことができる。</p>

別添 2

高齢者施設等の範囲

<ul style="list-style-type: none">○ 介護保険施設<ul style="list-style-type: none">・ 介護老人福祉施設・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・ 介護老人保健施設・ 介護医療院○ 居住系介護サービス<ul style="list-style-type: none">・ 特定施設入居者生活介護・ 地域密着型特定施設入居者生活介護・ 認知症対応型共同生活介護○ 老人福祉法による施設<ul style="list-style-type: none">・ 養護老人ホーム・ 軽費老人ホーム・ 有料老人ホーム○ 高齢者住まい法による住宅<ul style="list-style-type: none">・ サービス付き高齢者向け住宅	<ul style="list-style-type: none">○ 生活保護法による保護施設<ul style="list-style-type: none">・ 救護施設・ 更生施設・ 宿所提供施設○ 障害者総合支援法による障害者支援施設等<ul style="list-style-type: none">・ 障害者支援施設・ 共同生活援助事業所・ 重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る）・ 福祉ホーム○ その他の社会福祉法等による施設<ul style="list-style-type: none">・ 社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む）・ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター・ 生活困窮者一時宿泊施設・ 原子爆弾被爆者養護ホーム・ 生活支援ハウス・ 婦人保護施設・ 矯正施設（※患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る）・ 更生保護施設
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

厚生労働省：新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(8.2版)より抜粋

別添 3

居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等の従事者

居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等の従事者についても、高齢者施設等の従事者の範囲に含むことができる。

また、対象となる具体的なサービスの例は以下のとおり。

（居宅サービス等（介護））

訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、居宅介護支援

（注）各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

（訪問系サービス等（障害福祉））

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援（訪問系サービス等を提供するもの）、自立生活援助、短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

（注）地域生活支援事業（訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業）を含む。

厚生労働省：新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(8.2版)より抜粋

県設置の新型コロナワクチン接種会場において 医療従事者等への追加接種（4回目接種）を行います

県が設置するワクチン接種会場で、従来の接種対象者に加え、重症化リスクが高い多くの方々に対してサービスを提供する医療従事者等及び高齢者施設等の従事者への追加接種（4回目接種）を行います。

医療機関・高齢者施設等からの予約を一括で受け付ける「団体接種」や、接種券が送付されていない方も早期に接種できるよう「接種券なし接種」も行います。

1 追加する接種対象者

医療従事者等及び高齢者施設・障害者施設等の従事者

※3回目接種日から5か月以上経過している必要があります。

※原則、市町村から発行される追加接種用の接種券が必要となりますが、接種券が届いていない場合は、「接種券なし接種」も行います。（下記6を参照）

2 接種会場及び日程（別紙参照）

- ・7月30日以降に追加接種（4回目）を実施するすべての会場・日程で医療従事者等に対する4回目接種を実施します。
- ・より身近な会場で接種できるように、新たに木曽会場を設置し、すべての4回目接種対象者を受け入れます。
- ・新しく接種対象となった方が予約を取りやすくするために、長野会場と松本会場の接種枠を拡大します。

3 使用するワクチン

武田/モデルナ社製ワクチン

4 予約方法

- (1) 専用予約サイトからWeb申込み
<https://reams-reservesys6.info/hy20000user/Login?jigyoid=14>
- (2) 電話による申込み

長野県ワクチン接種会場運営事務局

TEL：026-480-0400 ※番号のおかけ間違いにご注意ください。

受付時間 9時00分～17時30分（土・日・祝も受け付けます）

5 「団体接種（一括予約受付）」について

医療機関・施設単位で取りまとめた4回目接種の予約を一括で受け付ける「団体接種（一括予約受付）」を実施します。

- (1) 対象施設
県内の医療機関、高齢者施設等
- (2) 受付単位
1団体5名以上の申込み
- (3) 申込方法
一括予約を希望する医療機関・高齢者施設等は「団体接種実施申込書（様式1）」

に必要事項を記入し、接種希望日の1週間前までに県ワクチン接種体制整備室までメールで提出してください。

6 「接種券なし接種」について

接種券が届いていない医療従事者等に対する速やかな4回目接種を行うため、県ワクチン接種会場で「接種券なし接種」を行います。

(1) 対象者

長野県内の市町村に住民票のある医療従事者等及び高齢者施設・障害者施設等の従事者

※事前に医療機関・高齢者施設等ごとに「接種券なし接種」を希望する方をとりまとめ、県ワクチン接種体制整備室まで申し込む必要があります。

※個人で「接種券なし接種」に申し込むことはできませんのでご注意ください。

※県外市町村に住民票のある方は、事前に住民票のある市町村に接種券の発行を申請したうえで、接種券を持参して接種を受けてください。

(2) 対象会場及び日程

8月以降に追加接種（4回目）を実施するすべての会場・日程

(3) 申込方法

事前に接種希望者ごとに予約を取ったうえで、医療機関・高齢者施設等单位で、別添「接種券なし接種者リスト（様式2）」を作成し、接種の3日前までに県ワクチン接種体制整備室までメールでお申し込みください。

(4) 留意事項

- ・接種記録確認のため、接種日当日に3回目接種の接種済証等をお持ちください。
- ・予約が取れていても、事前に「接種券なし接種者リスト」の提出がない場合は、接種券なしで接種を受けることができません。
- ・「接種券なし接種」を行った場合、後日県ワクチン接種体制整備室が市町村に対し接種券の発行申請を行います。
接種後に4回目の接種券が市町村からお手元に届いた場合は破棄してください。

「団体接種」・「接種券なし接種」の申し込み先

長野県ワクチン接種体制整備室

送信先メールアドレス：corona-vaccine@pref.nagano.lg.jp

※「団体接種」・「接種券なし接種」の詳細は県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/vaccine/kensessyu.html>

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

健康福祉部 感染症対策課 ワクチン接種体制整備室
(室長) 田中 英児
(担当) 上原 莊司、佐藤 稔、上條 裕右
電 話 026-235-7234 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 4166
E-mail corona-vaccine@pref.nagano.lg.jp

長野県ワクチン接種会場・日程

別紙

長野圏域		松本圏域	
ホテルメトロポリタン長野 (長野市)		松本合同庁舎 (松本市)	
7月30日(土) 9:30～16:00 600人	8月13日(土) 9:30～16:00 600人	7月30日(土) 9:30～16:00 600人	8月14日(日) 9:30～16:00 300人
7月31日(日) 9:30～16:00 600人	㊦ 8月15日(月) 9:30～16:00 <u>300人→600人</u>	7月31日(日) 9:30～16:00 600人	㊦ 8月15日(月) 9:30～16:00 <u>300人→600人</u>
8月6日(土) 9:30～16:00 300人	㊦ 8月25日(木) 14:00～19:30 <u>300人→600人</u>	8月6日(土) 9:30～16:00 600人	㊦ 8月19日(金) 14:00～19:30 <u>300人→600人</u>
8月7日(日) 9:30～12:00 300人	㊦ 8月26日(金) 14:00～19:30 <u>300人→600人</u>	8月11日(木) 9:30～16:00 600人	
8月11日(木) 9:30～16:00 600人	8月27日(土) 9:30～16:00 600人	㊦ 8月12日(金) 14:00～19:30 <u>300人→600人</u>	
㊦ 8月12日(金) 14:00～19:30 <u>300人→600人</u>	㊦ 8月31日(水) 14:00～19:30 <u>300人→600人</u>	8月13日(土) 9:30～16:00 600人	

長野県ワクチン接種会場・日程

別紙

佐久圏域	上田圏域	諏訪圏域	上伊那圏域
佐久合同庁舎 (佐久市)	上田合同庁舎 (上田市)	諏訪合同庁舎 (諏訪市)	伊那合同庁舎 (伊那市)
7月30日(土) 9:30～16:00 300人	7月31日(日) 9:30～16:00 300人	8月6日(土) 9:30～16:00 240人	7月30日(土) 9:30～16:00 240人
8月6日(土) 9:30～16:00 300人	8月7日(日) 9:30～16:00 300人		8月6日(土) 9:30～16:00 240人
8月12日(金) 14:00～19:30 300人	8月21日(日) 9:30～16:00 300人		8月27日(土) 9:30～16:00 240人
8月13日(土) 9:30～16:00 300人			

長野県ワクチン接種会場・日程

別紙

南信州圏域	木曽圏域	北アルプス圏域	北信圏域
飯田合同庁舎 (飯田市)	木曽合同庁舎 (木曽町)	大町合同庁舎 (大町市)	飯山庁舎 (飯山市)
7月30日(土) 9:30～16:00 240人	⑨ <u>8月20日(土)</u> 9:30～12:00 <u>100人</u>	8月11日(木) 9:30～16:00 240人	7月30日(土) 9:30～12:00 100人
8月7日(日) 9:30～16:00 240人			8月6日(土) 9:30～12:00 100人
8月21日(日) 9:30～16:00 240人			8月20日(土) 9:30～12:00 100人

⑨ : 新規追加会場 ⑨ : 既存会場の拡大

団体接種実施申込書

(様式1)

医療機関・施設等の名称		
担当者	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

○接種予定会場及び人数（※会場ごと5名以上で申込み）

会場	人数	希望日時

【留意事項】

- ① 本申込書は、接種希望日の1週間前までに県ワクチン接種体制整備室（corona-vaccine@pref.nagano.lg.jp）あてにメールで提出してください。
※件名は「団体接種実施申込書の提出について（医療機関・施設名）」としてください。
- ② 希望日時をもとに県ワクチン接種体制整備室で接種日・時間を調整して、接種希望者リストの様式をお送りします。
- ③ 県が送付した接種希望者リストに接種希望者の（氏名、生年月日、連絡先、住民票所在市町村を記載して、県ワクチン接種体制整備室まで提出してください。
- ④ 申込多数の場合、日時・会場が御希望に沿えないことがあります。
あらかじめ御了承ください。

団体接種実施申込書

(様式1)

医療機関・施設等の名称		長野県
担当者	氏名	信州 太郎
	電話番号	026-235-7234
	メールアドレス	corona-vaccine@pref.nagano.lg.jp

○接種予定会場及び人数（※会場ごと5名以上で申込み）

会場	人数	希望日時
佐久合同庁舎	20	8/12か8/13のどちらか
松本合同庁舎	30	8/11 20人、8/15 10人
ホテルメトロ ポリタン長野	50	8月中の日程ならどこでも可

【留意事項】

- ① 本申込書は、接種希望日の1週間前までに県ワクチン接種体制整備室（corona-vaccine@pref.nagano.lg.jp）あてにメールで提出してください。
※件名は「団体接種実施申込書の提出について（医療機関・施設名）」としてください。
- ② 希望日時をもとに県ワクチン接種体制整備室で接種日・時間を調整して、接種希望者リストの様式をお送りします。
- ③ 県が送付した接種希望者リストに接種希望者の（氏名、生年月日、連絡先、住民票所在市町村を記載して、県ワクチン接種体制整備室まで提出してください。
- ④ 申込多数の場合、日時・会場が御希望に沿えないことがあります。
あらかじめ御了承ください。